アジア債券市場育成構想における市場の重層性

横山 史生

はじめに

といわれる「市場」とは実態的、具体的にどのような市場であり、 活発化している。本稿では、一連のアジア債券市場育成構想の動向を概観した上で、広義に「アジア債券市場」 かについて、「市場の重層性」、すなわち国内債市場、クロスボーダー債市場、 の一環として、アジア域内の債券市場を育成していこうとする構想や政策提言が、二〇〇三年以降、官民両面で 九九七年に発生したアジア通貨危機の教訓から、アジア域内各国の金融構造をより安定的なものとする改革 どのような主体がどのように関わっていくの 国際債市場という三つのレベルが

1 アジア債券市場育成策の進展

あるという観点を設定することにより、整理していきたい。

(1)ASEAN十3の「アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)」

システムをより強化する」との展望のもと「アジアにおいて、効率的で流動性の高い債券市場を育成することに における貯蓄全体をよりよく活用し、期間と通貨のミスマッチのリスクを最小限にすることにより、我々の金融 催されたASEAN+3(日中韓)財務大臣会議(第六回。 「アジア債券市場イニシアティブ(The Asian Bond Markets Initiative:ABMI)」は、二〇〇三年八月に開 開催地はフィリピンのマカティ)において、「域内

国際機関等の非居住者による現地通貨建て債券の発行、⑤地域的格付機関、 いう六つの個別具体的な課題ごとにASEAN+3参加国の政府関係者が組織するワーキンググループ(WG) れた。そして、①新たな債務担保証券の開発、 アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資へとより良く活用できるようにすることを目的」として設定さ ②信用保証メカニズム、③外国為替取引および決済システム、 ⑥各国に対する技術支援の調整、 4

が設置され、

検討が開始された。

アジア格付機関連合(Association of Credit rating Agencies in Asia:ACRAA)が設立されている。 とし韓国中小企業銀行およびJBICによる保証を付した円建て資産担保債券のシンガポール市場での発行 ーツ建て社債のタイ国内市場における発行(二○○四年六月)、韓国の中小企業群による円建て私募債を原資産 通貨建て発行の比率の上昇等がみられるようになっている な制度面での進展もあって、市場規模の面でも、発行残高およびその対GDP比の増大、発行体にとっての自国 Iを受けて関係各国政府が関与して実行されたものである。また、 〇〇四年一二月)が行われた。これは、上述の六つの課題のうちの①、②にかかる案件であり、 これを受けた具体的な動きとしては、まず、二〇〇四年に国際協力銀行(JBIC)保証による日系企業のバ A D B インド、 によって順次、 マレーシア、タイ、 行われた。⑤についても、域内格付機関による実務面な相互協力の場として 中国の各国国内市場における非居住者現地通貨建て債券発行が、アジア (詳しくは後述)。 同④については、二〇〇四年から二〇〇五年 いずれもABM

関する様々な情報を発信するために「アジア・ボンド・オンライン(Asian Bonds Online)」ウェブサイトを開設 このようなABMIの進捗の状況は、二〇〇四年以後毎年のASEAN+3財務大臣会議において報告される その都度、 新たな課題の設定等が行われている。ADBが二〇〇四年六月に、アジア域内債券市場に(2)

したことも、その一環である。

ド・スタンダード(Asian Bond Standards)」構想が示された(詳しくは後述)。さらに二〇〇六年五月のハイデ 替取引と決済システム、④域内の格付機関の四つに再編するとともに、それらにおける検討を統括する組織とし 同時に、アジア域内にオフショア型クロスボーダー債券市場を育成していくことを目指すとする「アジアボン なわち、上述のような六つのWGを、①新たな債務担保証券の開発、②信用保証及び投資メカニズム、 ことが、合意されている。 ラバード 二〇〇五年五月のイスタンブール会議では、 参加各国の財務大臣・中央銀行総裁の代理 が新たに設置され、また、その下に必要に応じてアドホックなサポートチームが置かれることとなった。 会議では、 資産担保型債券をアジア通貨バスケット建てで発行することに関する調査研究を本格化する ABMIの個別課題の検討を進める体制の見直しが行われた。 (局長)レベルをメンバーとするフォーカル・グループ(Focal ③外国為

国内市場の振興策にとどまらず、アジア域内各国の間でのクロスボーダー・レベルでの債券取引のあり方に関す 債券形態での資金調達手段を制度面で整備・育成していくことに重点が置かれていたが、近年においては、 ともに、 以上のようにABMIは、二〇〇三年に公式に設定されてから短期間の間に、徐々に具体的な成果を挙げると 検討課題が進化してきている。 アジア通貨バスケット構想ないしアジア・バスケット通貨構想を視野に入れた検討が行われるように 検討課題のカバー範囲をみてみると、 当初は、 アジア各国

なっていることが、

注目される。

(2)東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)によるアジアボンドファンド(ABF)

が発表された、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)によるアジアボンドファンド2(ABF それをもとにアジア各国の国内債を運用対象とするファンド(投資信託商品)を設定することにより、 備だけでなく、各国の民間レベルでの様々な制度的検討や個別案件の開発も進んでいるが、公的な立場からの有 の側面からアジア債券市場振興を図る施策が行われていることも、 力な動向として、各国の中央銀行が外貨準備から拠出する資金によりアジア域内各国で発行される債券を取得し、 アジア債券市場育成策としては、ASEAN+3主導のABMIおよび各国当局による制度改善、 が、注目されている。これは、概要以下のようなスキームから成り立っている。 重要である。特に、二〇〇四年一二月に創設 インフラ整 流通市場

- ①アジア域内八カ国 組込むファンド(「汎アジア債券インデックス・ファンド」と名づけられる)を設定する。 て二〇億ドルを拠出することにより、八カ国それぞれの国内債を組込むファンドと、 該八カ国に日本、オーストラリア、ニュージーランドの三カ国を加えた一一カ国の中央銀行が共同で全体とし 国国内市場でドル建ておよび現地通貨建てで発行される国債および政府機関債に投資するファンドとして、当 (中国、香港、インドネシア、韓国、 マレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ)の各 八カ国の国内債すべてを
- ②各ファンドについて、それぞれの組込み対象となっている各国国内債市場にかかるインデックスをベンチマー とに民間金融機関がファンドマネージャーとしてEMEAPに対する公募入札によって選定される。 クとして予め定め、その変動をトラックするパッシブ型運用を行う。実際の運用を行う主体は、 各ファンドご
- ③八カ国それぞれの国内債券を対象とする八つのファンドは、それぞれの対象国の現地通貨建てで売買される。 また、原則として当該各国国内の証券取引所に上場することによりオープンエンド型上場投資信託

となる証券業者が指定され、当該業者は投資家に対する売買気配提示および売買取引執行を行う。 として設定され、広く一般に開放される。国によって非上場である場合にも、広く民間投資家がこれらに投資 しまた売買することを可能とすることとなっている。ETF型のファンドについては、マーケット・メー カー

④「汎アジア債券インデックス・ファンド」については、投資家が売買する際の建て通貨は米ドルとされ、上場 諸指標 先は香港証券取引所とされる。また、トラック・インデックスの設定に当り、対象八カ国の債券市場にか (発行残高、 売買回転率、ソブリン格付け等)を勘案して国別ウェイトを決定し、 随時、 見直しが行わ 7かる

る投資家の認知度の向上、投資家層の拡大を図るとともに、各国政府レベルの制度改革促進のきっかけとするこ の投資を行うことになる。 民間投資家はこれらファンドを売買することにより、間接的に各国国内の現地通貨建て国債および政府機関債 規模としては市場全体から見ればごく小さいものの、これによりアジア債券に対す

と等が目的であるとされている。

が、建て通貨は米ドルであって、いわゆるアジア通貨バスケット建てで設定・運用・投資売買が行われるもので 八カ国の国内債のすべてを対象としており、八カ国を対象とするインデックスに基づいて運用されるものである なお、このスキームのうちの「汎アジア債券インデックス・ファンド」については、 上述のようにアジア域内

2 アジア債券市場の重層構造

はないことを、正しく理解すべきである。

ABMIやアジアボンドファンドといった一連のアジア債券市場育成策の基本的な目的は、アジアの高い貯蓄

ということを考えてみたい。 率を域内の経済発展に必要な長期の投資に結びつけることにある。そのような目的を、具体的にどのような実態 みるということである。 や売買の仕組みはどのようなものであるのか、 記な市 関連諸機関、政府ないし規制当局等)がどのように参加し、どのような通貨が用いられるのか、また、決済 場 の場において実現していくのか、 具体的には、 どのような市場において、どのような主体 言い換えれば、実態としての「アジア債券市場」はどこにあるのか、 といったことを、 市場の所在地に即していくつかの類型に分けて (発行体、 投資家、 仲介業

連の実務手続きについては市場ベースでの一定のスタンダードが成立している場合が多い)ものと考える。 また債券の組成および募集については ア各国の発行体が発行する場合は、この類型に属するものと考えられる。③国際債市場としては、典型的にはユ が行われ は発行体母国の主体ないし投資家母国の主体のいずれもの可能性があり、 **債市場の三つとして考えることとする。より詳細には、①アジア各国の国内債券市場は、** 可能性があるものと考える。 の域内クロスボーダー市場は、 かかる準拠法としては、 П ここではそれを、①アジア各国の国内債券市場、②アジア各国間の域内クロスボーダー市場、 規制者が基本的に各国国内主体であり、 ンド るそれぞれの国にかかる規制体系に従い、通貨については域内各国の 市場を考えることができ、 発行体母国または組成が行われる国の法が選択され、また、 日本国内市場で非居住者円建て債の発行が行われるサムライ債 非居住者発行体が居住者投資家に向けて発行を行う形態が基本形であり、 発行体、 いずれの国の規制体系からも基本的に自由である(ただし、 通貨は基本的に各国国内通貨であるものと考える。②アジア各国 投資家、 仲介者の属する国の組み合わせの制約が基本的になく、 規制については債券の組成および募集 いずれ 発行および募集にかかる一 ゕ 0 国 発行体、 一の通 (円建外債) (3) 貨が選択される 債券契約等に 投資家、 わゆる国際 仲 をアジ 仲介

ア債券市場の個別具体的な場のあり方の現状と課題を理解することを目的とし、それを「アジア債券市場育成構 本稿ではこのような三つの市場類型をアジア債券市場育成構想に即して考えることにより、理念としてのアジ

3 アジア各国国内債券市場

想における市場の重層性」と捉えることとする。

消することが重要であり、また、 変化が生じているかについて、最近における実証研究を参照して確認してみたい。 ろうという認識である。そういった観点から、 として、域内の資金調達主体にとっての通貨と期間のダブル・ミスマッチという形での先進国市場への従属を解 アジア債券市場育成にかかる一連の構想ないし議論の出発点となったのは、一九九七年アジア通貨危機の教訓 国内金融構造の上では銀行セクターへの過度の依存を解消することが必要であ 近年の一連の動向によりアジア各国の国内債券市場にどのような

 2)。これらは、 P比率でみても、 まず、政府債、 国内債券市場の規模の拡大とともに通貨のミスマッチが解消されてきていることを示すものと 民間債の双方において、自国通貨建て債券の発行規模(残高ベース)が、実額で見ても対GD 増大している (表1)。また、 社債に限ってみると、 自国通貨建ての比率が上昇している (表

いえる。

下のような諸点を指摘している。すなわち、①投資家層の広がりが限定的であり、 ジア開発銀行 (売買回転率) これらは発行市場の側面で見た改善であるが、 (ADB)および国際決済銀行(BIS)は最近におけるそれぞれの四半期レポートにおいて、以 は、 先進国と比較して低いのが現状である 流通市場 (図1)。その背景ないし今後の改善課題につい の側面からみると、アジア各国国内社 しかも持ちきり(バイ・アン 債市 場 0 流動性 ア

表1 東アジア諸国による自国通貨建て債券の発行残高

	1997年末		2005年末	
	残高	対GDP比	残高	対GDP比
	(10億米ドル)	(%)	(10億米ドル)	(%)
政府債	152.36	6.49	833.25	23.06
民間債	252.95	8.96	901.81	24.96
合計	405.31	17.27	1,735.06	48.02

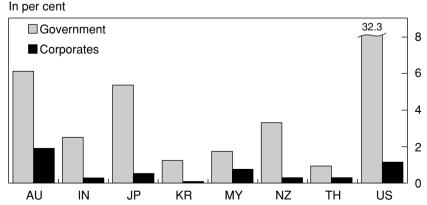
- (注) 対象国は中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガボール、タイ、ベトナムの9カ国の合計。対象債券は各国国内債および国際債(ユーロ債、ヤンキー債、サムライ債等)のうち発行体自国通貨建て債。BIS統計(International Financial Statistics)および各国当局資料に基づきADBが推計。
- (出所) ADB, Asia Bond Monitor, March 2006, p.4, Table 1, p.5, Table 2.により筆者作成。

表 2 東南アジア 4 カ国による社債発行額の通貨別構成

		発行額 (100万米ドル)	構成比
	自国通貨建て	11,295	47.4%
1996~1999年	外貨建て	12,523	52.6%
	合計	23,818	100.0%
	自国通貨建て	25,069	70.5%
2000~2003年	外貨建て	10,469	29.5%
	合計	35,539	100.0%

⁽注) 対象はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの各国国内社債。原データはBloomberg。

図1 アジア太平洋地域各国の債券市場における売買回転率の比較



(出所) Gyntelberg, Jacob, Guon Ma and Ali M. Remolona, "Corporate bond markets in Asia," in BIS, *Quarterly Review*, December 2005, p.89, Graph 2.

⁽出所) 永野 護『新アジア金融アーキテクチャ』日本評論社 (2005年10月)、85ページ。

۲ • 明性が不十分であること、④ヘッジ手段が不十分であること、 ホールド) 傾向が強いこと、②発行体情報の適時開示の制度整備が不十分であること、③流通市場の価格透 である。

特性を踏まえつつ、各国の実情に合わせ、無理のない形で具体的な対応策を取っていくべきであろう」と指摘さ 告書』(二〇〇五年三月、 度改善の議論や努力が進められているところである。アジア各国の国内債券市場に即した議論としては、 的な問題と言うべきである。債券流通市場における価格透明性や適時開示については、先進国各国においても制 の問題を考える必要」があり、「アジア諸国においても今後、債券取引の流動性強化を図る場合には、これらの 定の取引制度に基づき、大量の需給とその後の清算・決済が効率的に処理されている株式とは異なるという特有 ると、このような点は、アジア各国の債券市場に固有の問題と言うよりは、先進国を含む債券市場に特有の構造 人国際通貨研究所が財務省の委嘱を受けて行った研究の結果を取りまとめた『アジアにおける債券市場研究会報 アジア各国において今後、このような点の改善にかかる制度改革が進められることが期待されるが、翻ってみ 座長は川村雄介・長崎大学教授)において、「債券取引の流動性向上にあたっては、一 財団法

4 アジア域内クロスボーダー債券取引

すると小さいものの、近年増大しつつある。また、域内各国ごとの債券利回りの変動にかかる相関性も強まりつ 五年一一月号によると、アジア域内各国間でのクロスボーダー債券投資の規模は、株式投資やローン供与と比較⁽¹⁾ 引について、 アジア債券市場構想における市場の重層性の二つめのレベル、すなわちアジア域内でのクロスボーダー ADBが四半期ごとに公表している「アジア・ボンド・モニター (Asia Bond Monitor) | S1100

つあるとされる

間企業については大規模企業にほぼ限られることが挙げられる。 性を有する市場においてアジア各国の発行体が非居住者債の形式で債券発行を行うという形態がある。 日本市場における非居住者国内債市場であるサムライ債 アジア域内でのクロスボーダー債券取引としては、 その要因としては、 発行体としては政府および政府関係機関等いわゆるソブリンものが多く、 従来から、 (円建外債)市場においてアジア発行体の比率はそれほ 日本、 シンガポール、 香港といった一定の 民

とされ (*IFR Asia*, No.383, December 4, 2004, p.37)、同債は として設定されるSPVをシンガポール法人としたことはアジア域内の投資家をターゲットとするためであった 国国内中小企業発行社債 の所属国と主な投資家の所属国がアジア域内の異なる国にまたがるクロスボーダーの形をとっている。 信用補完制度の整備が盛り込まれ、 れだけにとどまらず、広義の資本市場調達にも拡大する観点から、 このような中、アジア各国国内の民間企業にとっての資金調達メニューを従来からの中心であった銀行借り入 (円建て私募債) を原資産とする円建てCBOについては、 上述のように実施に移されてきているところである。これら案件は、 「邦銀などアジア各地の機関投資家が購入した」(『日 ABMIにおいて資産担保証券の活用 通常であればケイマン法人 上述 発行者 および の韓

展望」における河合正弘氏(ADB総裁特別顧問兼地域経済統合室長)のプレゼンテーションによると、ラオス 鞭を付けてきているところであるが、それを更に拡大していく方向性について、二〇〇六年三月にADBとわが 国の総合研究開発機構 非居住者国内債をアジア各国において多面的に発行していくことについては、 (NIRA)が共同で開催したフォーラム「アジア共同国際債 (アジアボンド) 上述のようにAD 市場への B が先 経金融新聞』二〇〇四年一二月一四日)と言われる。

度の高い におけるインフラ建設プロジェクトのための資金調達をタイ国内債券市場における非居住者バーツ建て債の発行 の制度改善や市場規模拡大について域内各国の間に跛行性があることを前提として、域内において相対的 により行うといった事例が紹介され、「アジア各国の国内での債券市場をしっかりする。 以上のようなアジア域内クロスボーダー債券取引について今後の課題を約言するならば、国内債市場のレベル そして非居住者も呼び込める債券市場をつくっていく」ことが今後に重要になる、との展望が示されている。 ということであり、 先行国の国内市場が域内クロスボーダー債券取引のための市場としての機能を発揮することが望まれ その意味では、 わが国のサムライ債 (円建外債) 市場の現状と課題をあらためて考える 居住者のための債券市 的に成熟

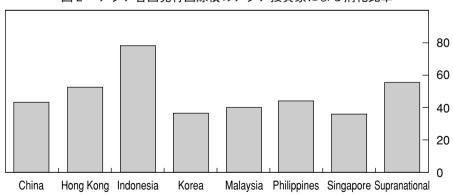
5 国際債としてのアジア債券市場

ことにもつながるものと言えよう。

米ドルまたはユーロであり、 欧州の国際金融市場で組成・募集される場合を指す)およびヤンキー債市場 建て債券という意味ではなく、 広義のアジア債券市場育成にどのような意味をもち得るのかを、ここで考えてみたい ならびに政府関係機関および、ごく一部の大規模な民間企業に限られている。また、それらの発行通貨は大半が ル建てでの債券発行)があげられる。こういった市場で債券を実際に発行しているアジアの発行体は、 BIS四季報二〇〇二年一二月号に掲載された調査レポートによると、アジア各国発行体による国際債の募集(エロ) アジア債券市場構想における市場の重層性の三つめのレベルとして、ユーロボンド市場(欧州単一通貨ユーロ 発行体の母国通貨による発行はほとんどみられない。そのような限定的な市場が、 いわゆるオフショア市場ないし外―外取引としての債券がロンドンを中心とする (米国市場における非居住者の米ド 各国 政府

引 計され うち約 化 傾 需 が 口 ることを示し 優良企業による大型か 行された国際債七一 ター 投資資金がアジアの 要が る か 牏 が ** のすべての次元におい ボ な資金仲介チャンネルを迂回 0) このことは、 相 けて発行され が 販 国 ン K 五六% あ 岃 ?強く、 てい 売 市 的 がが ることが 欧 場とい に る 州 行 してい 多い が 0 小 わ 型 Ŧī. 対 アジ ユ n たア とい <u>ځ</u> 象は、 た部 る。 指摘され 年 1 銘 アニ \Box 短 う。 ・ジア 発行 これ ア域 でし 柄 組 ボ 期 分 月号所 て効率的 地 成 ン 0 以期年限 ド 白 銘 また、 九 域 をどう 体 7 比 低 図 九九年 募集 で行 0 市 柄 お 格 率 0 $\frac{2}{\circ}$ b, 資 投資家によって消 場 0 収 矷 は 琕 経由 国 金 Α b わ な市場によってアジアの資金 0 0 銘 冒際債 決済 解 調 調 D 銘 から二〇〇二年に 概 n 0 柄の して、 うアジア す 達 0 Ē は る 査 柄 ね 0二年 る 米 際 のために投下され レ は、 几 属性に即してみると、 ア 売買とい 七八銘 ポ か 国 0 にアジ ï アジアに源泉を 1 機 % 7 か か ► 13 T ジ 程 関投資家か 記化され ŀλ 5 5110 ァ 柄 で 7 度 ては Ŕ ボ 域 で 域 った債 見ると 0 発 か ぁ റ 内 け ると たとさ F 行 0 同 で ら 参取 5 7 t ユ 額 \mathcal{F}_{1} 様 • 0 消 推 年 Ŧ 0 0

図 2 アジア各国発行国際債のアジア投資家による消化比率



(注) 対象は、1999年4月から2002年8月の間に中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール各国の発行体および国際開発金融機関(アジア開発銀行等)が発行した国際債71銘柄。消化比率(縦軸、%)は、Asiamoney, Finance Asia, International Financing Review各誌およびDealogicデータに基づく推計。

(出所) McCauley, R. N., San-Sau Fung and Blaise Gadanecz, "Integrating the Finances of East Asia," in BIS, *Quarterly Review*, December 2002, p.86.

び投資家の双方にとってより効率的なコストによる資金フローが実現される可能性や、 調達と資金運用がマッチングされており、またこのような市場を利用できるアジアの発行体および投資家は限定 述のような高い消化比率自体、アジア銘柄に対する国際投資におけるホーム・バイアス(home country bias) 的であるので、 ンに属するところに移し、発行者および投資家と同一の地域に属する仲介者を利用することにより、 いし地場選好(local preference)を示すものであり、 発行可能な金額の増大がもたらされる可能性があるのではないか、との視角もあり得る。 アジアの関係者は今後もこの市場を活用することで十分である、とする視角があり得る一方、 市場の地理的な場所を発行者と投資家が同一のタイムゾー 発行可能な発行者の 幅 上 な あ

シンクタンクである総合研究開発機構(NIRA)が二〇〇六年五月に発表した「アジア共同国際債(アジアボ 財相会議で提起された「アジアボンド・スタンダード (Asian Bond Standards) ろうが、 ンド)市場の創設提言」において、後者の視角からの政策提言が行われていることに、 この点については、 本稿で検討しているアジア債券市場育成構想の動向に即していえば、二〇〇五年五月のASEAN+3 今後、 市場効率に関する実証分析と実務上の実態に関する検討の両面での作業が必要であ 構想」および、 着目しておきたい わが 国の政府系

財相会議において、ABMIの新たなメニューの一つとして提起されたものである。 ロボンド(eurobonds)発行の三つを挙げ、アジア域内の貯蓄を域内各国の経済発展に必要な長期資金投資に振 かの国内市場における外国債 力 ル・グル 「アジアボンド・スタンダード構想」は、二〇〇五年五月にイスタンブールで開催されたASEAN+3 ① 口 1 プが取りまとめたペーパーによると、アジア域内発行体による現時点での実際上の債券発行. 力 ル市場 (local bond market) における国内債 (foreign bonds) 発行、③ユーロボンド (eurobond markets) (domestic bonds) 発行、 A B M ②アジア域内のい I検討のための 市場におけるユー の形 ず

よび米国の投資家に過度に依存することなく、アジア域内の貯蓄を従来以上に有効に活用する観点から、 うな各国国内市場を整備・育成し、 義のアジアボンド("Asian bond" in a narrow sense)」と名付けている。これは、上述の三つの市場類型のうちの ボンド市場と同等の機能を備えた市場をアジア域内において実体化させることを提言し、そのような市場を「狭 あるとしている。そして、そのような国際債市場の具体的な形態として、アジアの発行体に必要な資金を欧 の方策として、域内における国際債市場(international bond markets in the region) のの、そのためには長期的な時間を要する面もあるため、域内貯蓄の域内活用という目的を早期に実現するため り向けるというABMIの本来的な目的を達成するためには、これら三つのいずれもが重要とした上で、①のよ かつそれら相互間で制度的な調和を図っていくことが本来的には望ましいも の整備を図ることが有益で ユ 別お 1 口

びブックビルディングやプライシングといった一連の発行関連手続き、 及し、それを など様々な面での実務上の市場慣行が、国際債市場としてのユーロボンド市場において形成されていることに言 での処理をはじめとして、発行時における格付け取得、発行後の売買およびその決済にかかる業者・機関 目論見書や債券契約等の発行関連書類のドキュメンテーション、引受け・販売にかかるシンジケート ような新たな制度やインフラ、慣行として段階を踏んで作り上げていく必要があるとし、そのような方向性を くためには、 「アジアボンド・スタンダード」と名付けている(表3)。特に、現在のユーロボンド市場における発行手続きお A B M I の 「ユーロボンド・スタンダード」に含まれる様々な実務体系をアジア域内で実行することができる コー 「アジアボンド・スタンダード構想」ペーパーではさらに、 ロボンド・スタンダード」と呼んだ上で、今後に「アジアボンド」の発行を現実化させてい ならびにそれらにかかる法律面 国際債の発行が行われる場合に必要な 0 編 会計 成およ 面

③をアジア版に変容させようとする構想であると考えることができる。

利便性 る。 体と同等のコス 者・証券決済システム 拠りつつ自主規制 社が自主 前提となり、 中心とするアジア域外の業者や専門家やシステム 実務に関する法律家・ ンド」に よび売買取引にかかる情 して構築していく必要があるとしている点が、 部を、 N I ついては、 これに匹敵するものを今後にアジア域内で「アジアボ が R 規制 域内独自の共同オフショア市場としての「アジア 確保できているとはいえない」という現状認識に Ā かかる自主規制機関およびその自主規制 引受業務および売買業務を行う投資銀行や は、 0 日本とアジアの発行体にとって、 団体である国際資本市場協会(ICM 証券の発行・ アジア共同国際債 「自国市場以外でのアジアの発行体 トの優位性と自国通貨建て債券発行などの ル 1 弁護士などまで含め、 ルとして体系化していることを重視 報 関連法制 Ö 流通・ 取扱 い等に係る様々な実務 (アジアボンド) 償還に 格付機関、 か 英国や か わる 欧米の発行 発行 0 注 ル .. の 、証券会 使用 仲 目 欧 関 市 A 連法 一米を 介業 証 場 こされ ル

表 3 ASEAN+3 ABMIフォーカルグループによる 「アジアボンド・スタンダード 構想

	現 時 点 (ユーロボンド・ スタンダード)	中期目標	長期目標
発行手続き、ドキュメンテー	IPMA (現ICMA)	アジアボンド自主規制	アジアボンド自主規制
ション、シンジケーション	Handbook	機関の定めるルール	機関の定めるルール
準拠法	英国法	英国法またはアジア各 国法	アジア各国法
決済機関	ユーロクリアまたはク リアストリーム	アジア域内の集中決済 機関	アジア域内の集中決済 機関
上場(発行開示)	ロンドン証券取引所ま たはルクセンブルグ証 券取引所	アジア域内の証券取引 所	アジア域内の証券取引 所
流通市場 (売買情報の報告・公表等)	ICMA(旧ISMA)規則	アジアボンド自主規制 機関の定めるルール	アジアボンド自主規制 機関の定めるルール
会計基準	発行体の属する国の会 計基準	アジア域内各国の会計 基準を統一	アジア域内各国の会計 基準を統一

(出所) ASEAN+3 ABMI Focal Group, Asian Bond Standards, May 2005, Table 2. により筆者作成。 (http://asianbondsonline.adb.org/documents/Asian_Bonds_Standard_2005_May.pdf)

ダー 既存の集中決済機関を相互にリンクさせることにより、「アジアボンド」を発行体にとってのオフショア国内に 関の創設のほか、アジアボンドとして発行される債券の決済について、理想型としてはアジア域内に国際的集中 効なものと成り得るのではないかとの提言を行っている。この提言は、 共同国際債市場(ユーロ債型アジアボンド市場)」を創設することが、 決済機関を設置して行うことが目指されるべきものの、 おいて決済することが可能になるという構想を提示していること等に、独自の特徴がある。 ド構想」と類似点を多く持つものであるが、提言の実現に向けて必要な作業として、アジア版の自主規制機 早期に実現可能性のある形態として、アジア域内各国の 域内の貯蓄を域内で循環させるために有 ABMIによる「アジアボンド・スタン

おわりに

る国内債市場に域内クロスボーダー債市場としての機能を持たせること、アジア版国際債(アジアボンド)市場 と今後の課題を明らかにすることができる。すなわち、国内債市場における流動性を確保すること、 成しているという視点を導入することにより、 実態的な市場の場として国内債市場、クロスボーダー債市場、国際債市場という三つのレベルがあって重層性を の実現可能性を展望すること、この三つである。 アジアの債券市場をトータルにみたときの現時点における達成度 先行性のあ

以上のように、アジアの債券市場を整備・拡充して行くことに関連する様々な構想や議論について考える際に、

注

1 財務省ウェブサイト内の「アジア債券市場育成イニシアティブ関連」ページを参照(http://www.mof.go.jp/jouhou/

る地域的金融協力の一環として形成されてきた経緯については、拙稿(二〇〇三)を参照されたい。(なお、 通貨スワップ協定であるチェンマイ・イニシアティブ(二〇〇〇年に開始)に代表されるような、通貨危機後におけ kokkin/frame.html)。なお、ABMIを含むアジア債券市場振興策が、ASEAN+3参加国の通貨当局相互間での 本稿の注

- で示す文献の詳細は、後掲の参考文献一覧において示している。)
- 2 ある。 ABMI等の動向を把握するには、上述の財務省ウェブサイトのほか、浦出(二○○五)、川村(二○○六)が有益で
- (3) URLはhttp://asianbondsonline.adb.org
- (4) ASEAN+3 ABMI Focal Group (2005).
- (5) 以下の記述は、竹内(二〇〇五)に基づく。
- 6 照 ユーロボンド市場を含むクロスボーダー債券取引に関する実務的なあり方の理解については、松本(二〇〇六)を参
- (7) ADB (2006), pp.20-21. およら Gyntelberg et al. (2005), pp.83-93. を参照。
- 8 債・地方債に係る取引結果情報公表のリアルタイム化」(第一六三○号、二○○五年六月)、「英国債券流通市場の透明 本誌既出の拙稿「社債市場の透明性―IOSCO報告書を中心に―」(第一六二七号、二〇〇四年一二月)、「米国社 性に関するFSAディスカッション・ペーパー」(第一六三四号、二〇〇六年二月)を参照されたい。
- (9) 国際通貨研究所(二〇〇五)、二二ページ。
- (19) ADB (2005), pp.14-31. による。
- 11 NIRA―ADB共同フォーラム「アジア共同国際債(アジアボンド)市場への展望」(二〇〇六年三月二七日)フル

議事録(NIRAホームページからダウンロード可能 http://www.nira.go.jp/news/kanren/170/178/gijiroku.pdf)~

三二~三三ページ。

- (21) McCauley et al. (2002), pp.85-86.
- (의) "Monitoring Financial Integration in East Asia," in ADB (2005), pp.23-24.
- (当) ASEAN+3 ABMI Focal Group (2005).
- (15) 総合研究開発機構(二〇〇六)、一~二ページ。

参考文献

浦出隆行(二〇〇五)「アジア債券市場育成を巡るこれまでの経緯および近時の動向について」、野村資本市場研究所『資本 市場クォータリー』二〇〇五年夏号

川村雄介(二〇〇六)「アセアン諸国の証券市場―市場のグローカル化と日本の役割」、日本証券経済研究所『証券レビュー』 第四六卷第五号、二〇〇六年五月

国際通貨研究所(二〇〇五)『アジアにおける債券市場研究会(財務省委嘱)報告書』二〇〇五年三月(http://www.mof.go. jp/jouhou/kokkin/tyousa/1703asian_bond.htm

総合研究開発機構(二〇〇六)『アジア共同国際債(アジアボンド)市場の創設提言』二〇〇六年五月一五日(http://www.

nira.go.jp/newsj/kanren/170/179/index.html)

永野 竹内 護(二〇〇六)『新アジア金融アーキテクチャ―投資・ファイナンス・債券市場』日本評論社、二〇〇五年一〇月 淳(二○○五)「アジアの債券市場育成とアジアボンドファンド」、『日本銀行調査季報』二○○五年一○月

横山史生(二○○三)「通貨危機後の東アジアにおける債券市場をめぐる動向」、日本証券経済研究所『証券経済研究』第四 松本啓二(二○○六)『クロス・ボーダー証券取引とコーポレート・ファイナンス』金融財政事情研究会、二○○六年一月

三号、二〇〇三年九月

勝(二〇〇三)『アジア経済の真実―奇跡・危機・制度の進化』東洋経済新報社、二〇〇三年九月

ADB (2005), Asia Bond Monitor, Novermber 2005. (http://asianbondsonline.adb.org/documents/abm_nov2005.pdf)

ADB (2006), Asia Bond Monitor, March 2006. (http://asianbondsonline.adb.org/documents/abm_mar2006.pdf)

ASEAN+3 ABMI Focal Group (2005), Asian Bond Standards, May 2005. (http://asianbondsonline.adb.org/documents/Asian_

Bonds_Standard_2005_May.pdf)

Gyntelberg, Jacob, Guon Ma and Ali M. Remolona (2005), "Corporate bond markets in Asia," in BIS, Quarterly Review, December 2005

McCauley, R. N., San-Sau Fung, and Blaise Gadanecz (2002), "Integrating the Finances of East Asia," in BIS, Quarterly Review,

December 2002.

(よこやま しせい・客員研究員)